

## **[事案 2023-138] 契約無効等請求**

・令和 6 年 3 月 11 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人に病歴等を伝えていたにもかかわらず告知義務違反により契約が解除されたことを不服として、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和 5 月 2 月に腹部大動脈瘤で入院し大動脈瘤切除術等の手術を受けたため、令和 4 年 2 月に契約した組立型保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反により契約が解除された。しかし、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還するとともに、精神的苦痛に対する慰謝料を支払ってほしい。

- (1)募集人が、商品説明の初めに病気のことや薬の服用がないかを聞いてきたので、病院に行って腹部動脈瘤について検査をしたこと、医師が腹部動脈瘤は大きくなるかはわからないと言っていたことなどを伝えたところ、募集人は、腹部動脈瘤が大きくなるかはわからないから「大丈夫」と言った。営業部長から告知の確認をされたが、募集人に話したとおりですと伝えた。
- (2)15 年間契約していた他社の保険をやめ本契約を契約したが、告知義務違反をしてまで新しい保険に切り替えるということは一般論としてもあり得ない。

### **<保険会社の主張>**

募集人および申込手続を行った営業部長ともに、申立人から腹部動脈瘤や病院で検査をしたこと等について聞いた事実はなく、それを告知しなくてもよいと言った事実もないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。